



## ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場を利用したときに納めていただくものです。

### 納める人

ゴルフ場を利用した人が負担し、経営者を通じて県に納めます。

### 納める額

| ゴルフ場の等級 | 税 率<br>(1人1日につき) |
|---------|------------------|
| 1級      | 1,200円           |
| 2級      | 1,100円           |
| 3級      | 1,000円           |
| 4級      | 900円             |
| 5級      | 800円             |
| 6級      | 700円             |
| 7級      | 600円             |
| 8級      | 500円             |
| 9級      | 400円             |
| 10級     | 300円             |

※ゴルフ場の等級は、ゴルフ場のホール数と利用料金を基準として県が定めます。

ゴルフ場利用税は、市町村に交付されているんだね。ゴルフをするときは県内のゴルフ場を利用しよう。



### 軽減税率

次の場合については、ゴルフ場利用税の税率が1/2に軽減されます。

(①、②の利用に対する利用料金が通常の利用料金の20%以上、③の利用に対する利用料金が通常の利用料金の50%以上軽減した料金にしているゴルフ場を利用した場合に限ります。)

- ①年齢65歳以上70歳未満の者が利用する場合
- ②国民スポーツ大会に準じる競技会で選手(プロ以外)が利用する場合((公財)日本ゴルフ協会等が主催する競技会等)
- ③利用時間に制約のある利用の場合(モーニング・イブニング)

### 非課税

次の場合については、ゴルフ場利用税が非課税になります。

- ①年齢が18歳未満の人、70歳以上の人又は障がい者が利用する場合
- ②国際的な規模のスポーツ競技会、国民スポーツ大会及びその予選会のゴルフ競技又は公式の練習  
において出場選手が利用する場合
- ③学生、生徒、児童又はその引率教員が、学校における保健体育の実技又は公認の課外活動として利用する場合

※軽減税率・非課税の適用を受けるには、軽減税率利用申込書・非課税利用申請書等の各種書類をゴルフ場に提出し、それぞれの要件に該当していることを、運転免許証・障害者手帳等

### ◎山形県内のゴルフ場

#### 申告と納税

経営者が当月分を翌月 15 日までに申告して納めます。

#### 市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の 70%は、ゴルフ場のある市町村へ交付されます。

